

平成 2 1 年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

【 目 次 】

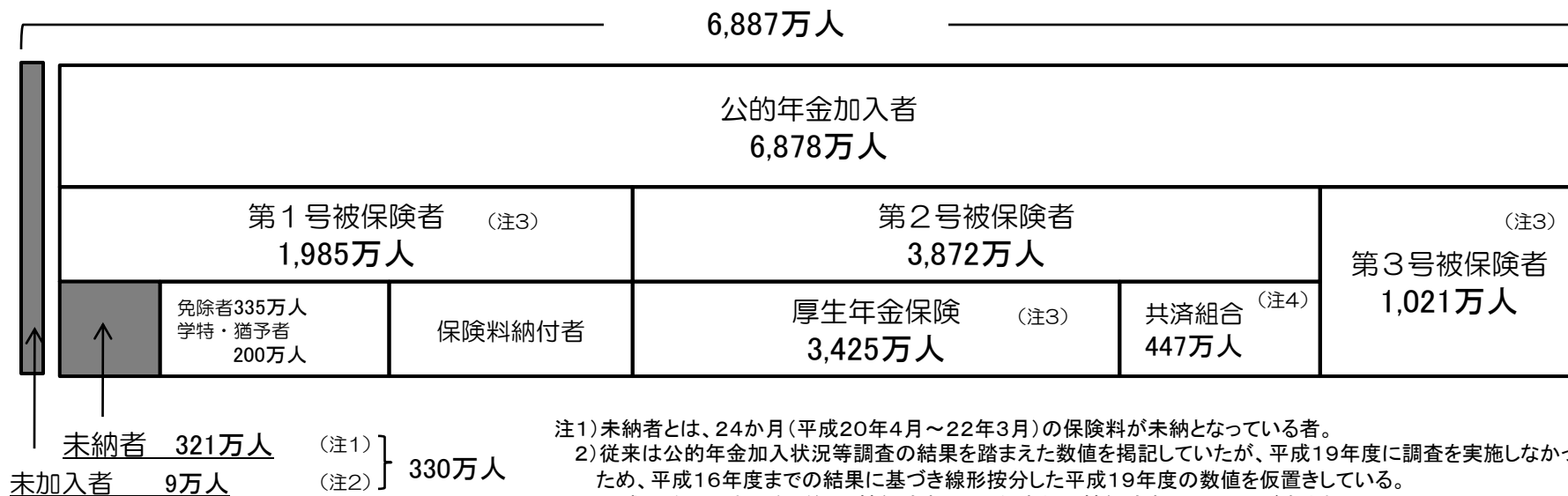
1. 平成21年度の納付状況等について	
(1) 公的年金制度全体の状況	1
(2) 国民年金保険料の納付状況	3
2. 納付率低下の要因等について	
(1) 納付率低下の要因	6
(2) 納付率低下の背景と考えられる構造的な課題	8
3. 平成21年度における収納対策の取組状況について	14
4. 平成22年度の収納対策について	16

1 平成21年度の納付状況等について

(1) 公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体でみると、約95%の者が保険料を納付（免除及び納付猶予を含む。）。
- 未納者（注1）は約321万人、未加入者（注2）は約9万人。（公的年金加入対象者の約5%）
 - ※ 平成21年4月から、基礎年金の国庫負担割合が2分の1に引き上げられ、さらに年金財政の安定化が図られたところ。

《公的年金加入者の状況（平成21年度末）》

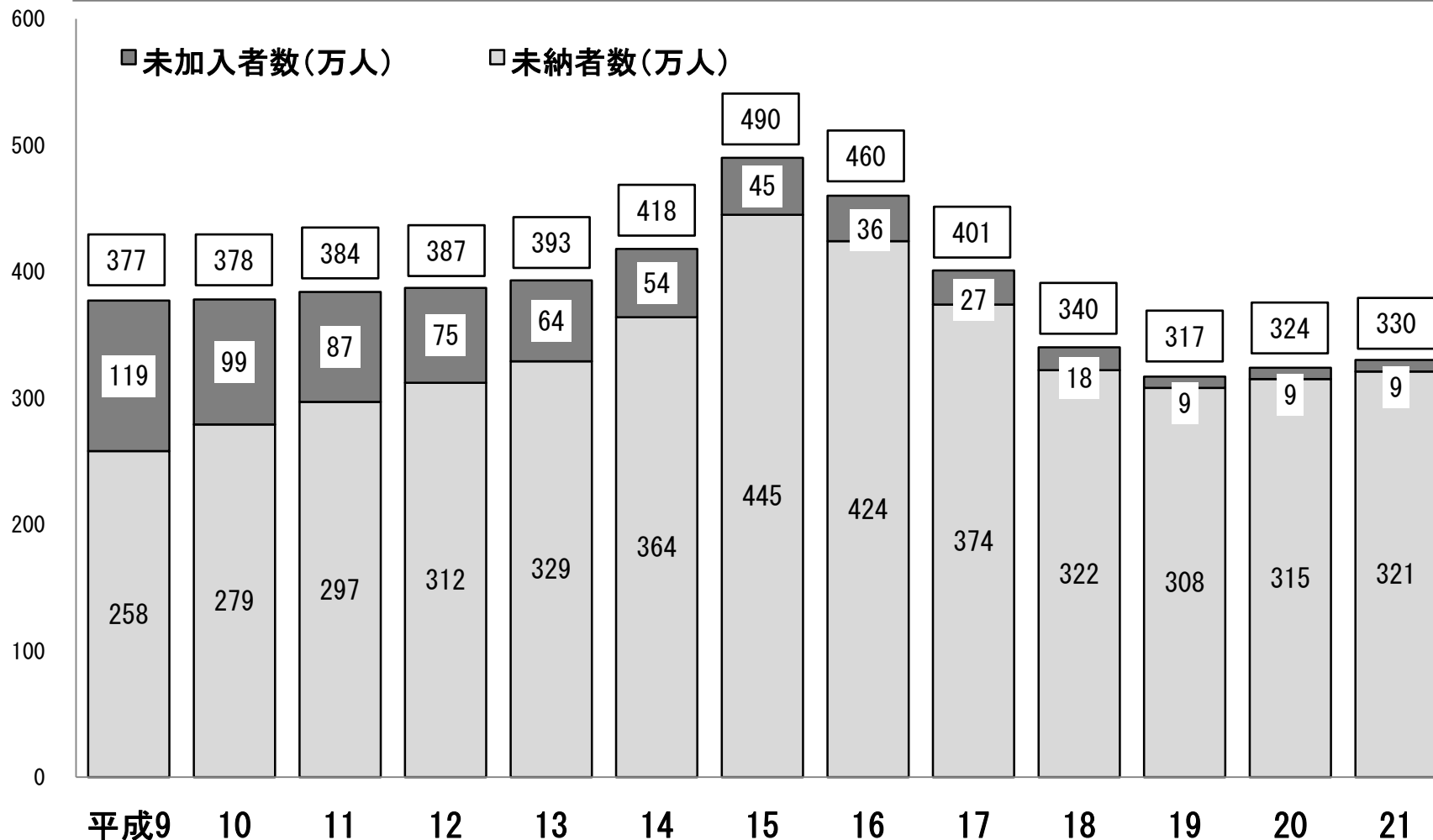


- 注1) 未納者とは、24か月（平成20年4月～22年3月）の保険料が未納となっている者。
2) 従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度に調査を実施しなかったため、平成16年度までの結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。
3) 平成22年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者（34万人）が含まれている。
4) 平成21年3月末現在。

(参考)

公的年金制度における未加入者・未納者数の推移

(20歳到達者に対する手帳送付による届出がない場合の資格取得の手続き(いわゆる「職権適用」)が完全実施された平成9年度以降の推移)



注) 未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

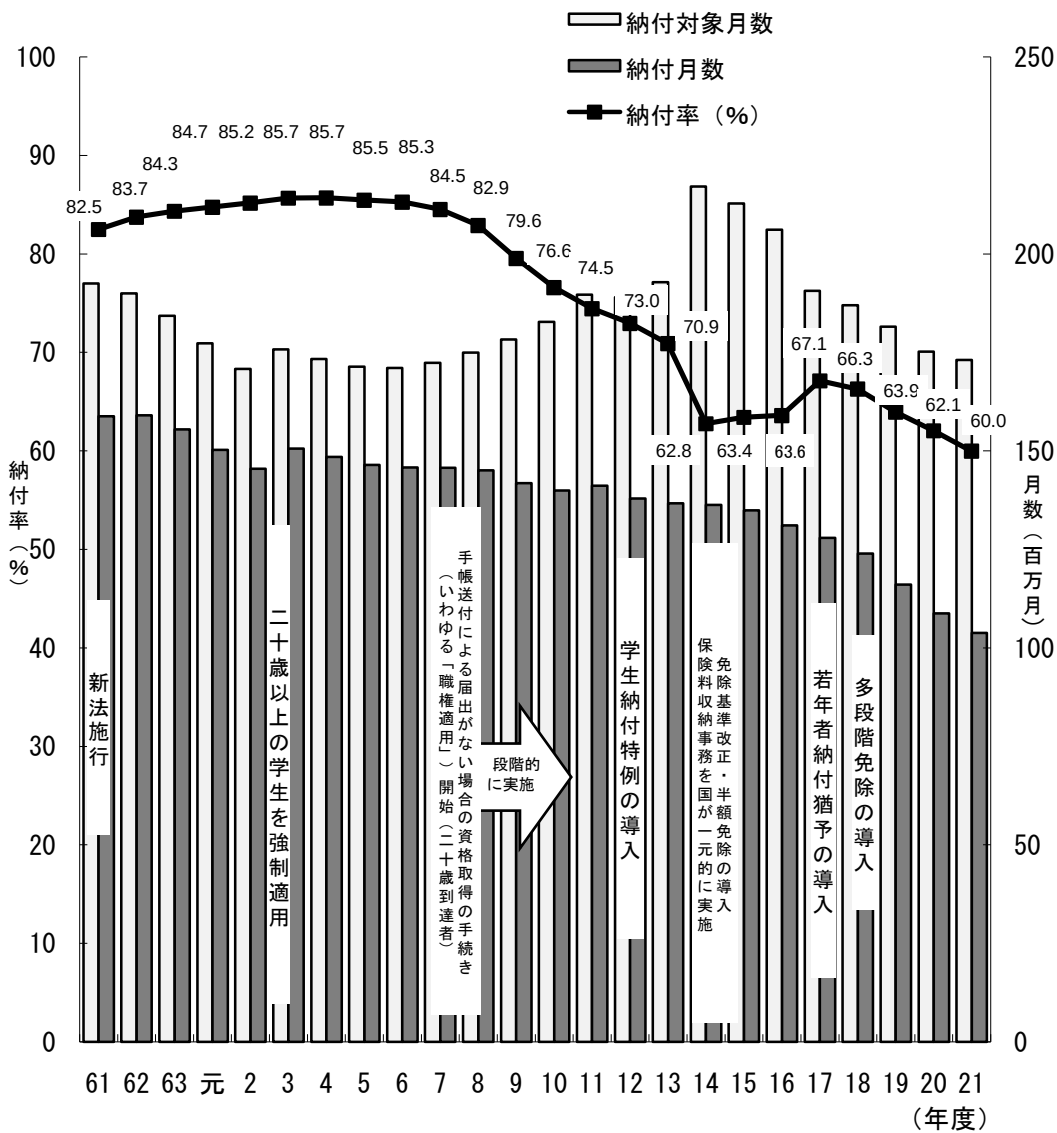
注) 平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注) 平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線形按分したものである。

なお、平成20、21年度の未加入者数は、平成19年度公的年金加入状況等調査を実施しなかったため、平成19年度の数値を仮置きしている。

(2) 国民年金保険料の納付状況

平成21年度の国民年金保険料の納付率等について



- ①平成21年度の現年度納付率は、**60.0%**
(対前年度比△2.1ポイント)
- ②平成19年度の最終納付率は、**68.6%**
(平成20年度末と比較して+1.9ポイント)
(平成21年度末時点)

※ 現年度納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

※ 上記最終納付率は、19年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

納付率の推移
※時効前（納期から2年以内）までに納付した者の割合は約7割。

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
16年度分保険料	63.6%	66.3%	68.2%			
17年度分保険料		67.1%	70.7%	72.4%		
18年度分保険料			66.3%	69.0%	70.8%	
19年度分保険料				63.9%	66.7%	68.6%
20年度分保険料					62.1%	65.0%
21年度分保険料						60.0%

① 納付率の状況

○ 平成21年度の現年度分（平成21年4月分～平成22年3月分）の納付率は、60.0%（対前年度比△2.1ポイント）。

	納付月数	納付対象月数	納付率
平成20年度 （対前年度比）	10,873万月 （△6.3%）	17,522万月 （△3.5%）	62.1% （△1.9ポイント）
平成21年度 （対前年度比）	10,381万月 （△4.5%）	17,308万月 （△1.2%）	60.0% （△2.1ポイント）

○ 過年度分（平成19年度分）の納付率は、平成19年度末から4.7ポイント、平成20年度末から1.9ポイントの伸び。

○ 過年度分（平成20年度分）の納付率は、平成20年度末から2.9ポイントの伸び。

	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
平成19年度分 （対前年度末伸び）	63.9%	66.7% （+2.8ポイント）	68.6% （+1.9ポイント）
平成20年度分 （対前年度末伸び）	—	62.1%	65.0% （+2.9ポイント）

② 日本年金機構の中期計画及び平成21年度の年度計画との関係

- 平成22年1月の日本年金機構設立に伴い、策定された日本年金機構の中期計画では、
 - ・最終納付率については、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す
 - ・現年度納付率については、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間中のできるだけ早い時期に、平成21年度の納付実績を上回り、その後、更なる改善を目指すとしている。
- また、平成21年度の年度計画では、
 - ・現年度納付率については、平成21年12月末時点の納付率から平成22年3月末までの間において、1ポイント程度以上の納付率の伸びを確保することを目指すとした。



- 平成21年度の現年度納付率は60.0%（対前年度比△2.1ポイント）となったところであり、低下傾向は続いているものの、平成22年1月末現在（平成21年4月分～平成21年12月分）の現年度納付率58.9%からは1.1ポイントの伸びとなり、平成21年度の年度計画における目標の伸びは確保したところである。

平成21年								平成22年			
5月末 現在 (4月分)	6月末 現在 (4月分) ↓ (5月分)	7月末 現在 (4月分) ↓ (6月分)	8月末 現在 (4月分) ↓ (7月分)	9月末 現在 (4月分) ↓ (8月分)	10月末 現在 (4月分) ↓ (9月分)	11月末 現在 (4月分) ↓ (10月分)	12月末 現在 (4月分) ↓ (11月分)	1月末 現在 (4月分) ↓ (12月分)	2月末 現在 (4月分) ↓ (1月分)	3月末 現在 (4月分) ↓ (2月分)	4月末 現在 (4月分) ↓ (3月分)
52.7%	55.6%	56.9%	56.6%	56.9%	57.5%	58.0%	58.8%	58.9%	59.0%	59.4%	60.0%

- 平成19年度の最終納付率は68.6%（平成19年度末と比較して4.7ポイントの伸び）となったところであり、中期計画における目標の伸びは確保したところである。

2 納付率低下の要因等について

(1) 納付率低下の要因

① 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 平成21年度末現在の第1号被保険者の年齢構成を平成20年度末現在と比較すると、55～59歳の全体に占める割合が1.2ポイント低下し、平均年齢は0.1歳若くなった。

年齢階級別の納付率は、年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にあることがわかる（8ページ参照）。いわゆる団塊の世代（昭和22年から24年生まれ）のうち昭和24年（1949年）生まれの者が平成21年（2009年）に60歳に到達し第1号被保険者から抜けたことに伴い、平成20年度に比べ平成21年度の第1号被保険者の年齢構成が若い方向にシフトしたことにより、平成21年度の現年度納付率に与えた影響は概ね△0.3ポイント程度と推計される。

<年齢階級別第1号被保険者数・割合>

<各年度末現在、単位：（上段）万人、（下段）%>

	第1号 被保険者	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60歳以上	平均年齢 (歳)
平成20年度	2,001 100.0	399 19.9	211 10.5	208 10.4	221 11.0	195 9.8	178 8.9	207 10.4	352 17.6	30 1.5	39.7
平成21年度	1,985 100.0	392 19.7	212 10.7	203 10.2	228 11.5	204 10.3	183 9.2	207 10.4	327 16.4	30 1.5	39.6

※注1：第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

※注2：被保険者数は抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

② 市場化テスト受託事業者の最低水準未達成

○ 市場化テスト受託事業者に対して平成21年度に要求した現年度保険料における最低水準（当該区域を管轄する年金事務所（社会保険事務所）の前年度の実績と同程度の水準）の達成状況を見ると、平成19年10月から継続実施している95事務所では98.3%であるが、平成20年10月から継続実施している90事務所及び平成21年10月開始の127事務所では、それぞれ、65.5%及び68.2%と低調である。この結果、平成21年度の現年度保険料における受託事業者全体の最低水準の達成率は、76.0%にとどまっている。

○ 市場化テスト受託事業者の最低水準未達成により、平成21年度の現年度納付率に与えた影響は概ね△1.0ポイント程度と推計される。

<納付実績が伸びなかった要因>

○ 年金事務所と受託事業者との連携体制が不十分であり、相互に協力して納付率の向上を目指す取組が十分に実施できなかったこと。また、日本年金機構（社会保険庁）においては、事業実績の分析を行い、受託事業者に対してより効果的な取組について指導・助言を行うなど、事業の進捗管理が十分に行えなかったこと。

○ 受託事業者においては、経費削減のため、電話による納付督促が中心的手段となり戸別訪問が十分実施されなかったこと。

(2) 納付率低下の背景と考えられる構造的な課題

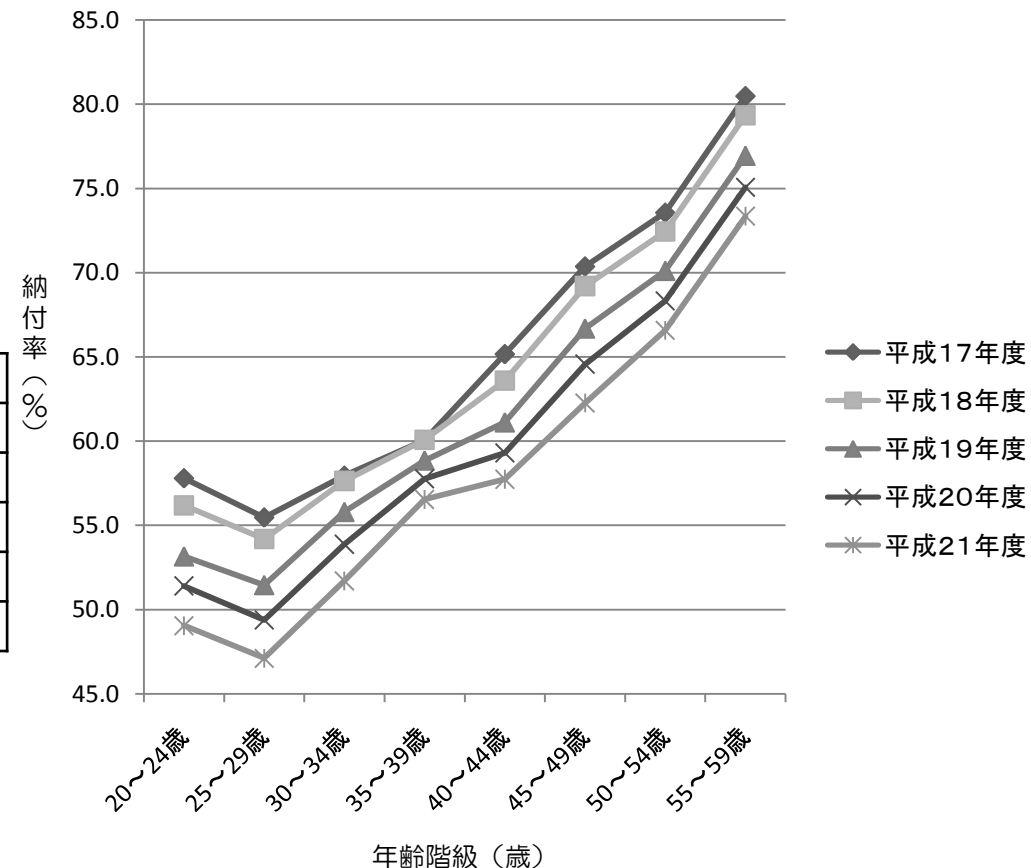
○ 平成17年度から平成21年度までの年齢階級別納付率は下記の表のとおりとなっており、年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にあることには変わりはないが、各年度とも前年度と比較した場合、どの年齢階級においても概ね納付率は低下している。

○ 国民年金被保険者実態調査の結果から、納付率低下の主な背景として、次のような構造的な課題が考えられる。

- ① 第1号被保険者の就業状況
- ② 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準
- ③ 年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感

(単位: %)

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～50歳	50～54歳	55～59歳
平成17年度	57.8	55.5	57.9	60.1	65.2	70.4	73.6	80.5
平成18年度	56.2	54.2	57.6	60.1	63.6	69.2	72.5	79.3
平成19年度	53.2	51.5	55.8	58.9	61.1	66.7	70.1	76.9
平成20年度	51.4	49.4	53.9	57.8	59.3	64.6	68.3	75.1
平成21年度	49.0	47.1	51.7	56.5	57.7	62.3	66.6	73.3



① 第1号被保険者の就業状況

- 平成20年国民年金被保険者実態調査結果（平成22年3月公表）によると、臨時・パートの割合が26.1%となっており、平成11年調査と比較して10ポイント近く増加している。
- 次に、就業状況別の保険料納付状況をみると、臨時・パートは完納者の割合が最も低くなっている。
- また、就業状況別の第1号被保険者本人の所得水準をみると、臨時・パートは自営業主、家族従業者、常用雇用と比較して低くなっている。
- このように、納付率が低くなっている背景には、不安定な雇用状況におかれた保険料負担能力の低い非正規労働者の割合の増加という要因もあると考えられる。

<第1号被保険者の就業状況>

	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
平成11年調査	22.6%	11.3%	9.8%	16.6%	34.9%	4.8%
平成14年調査	17.8%	10.1%	10.6%	21.0%	34.7%	5.7%
平成17年調査	17.7%	10.5%	12.1%	24.9%	31.2%	3.6%
平成20年調査	15.9%	10.3%	13.3%	26.1%	30.6%	3.8%

※注1：平成17年以前については、調査年の4月又は5月に資格喪失した者が含まれていないが、平成20年では含まれるため、推移をみる場合には注意が必要である。

※注2：四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

<就業状況別 保険料納付状況（平成20年調査）>

	完納者	一部納付者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予者	1号期間滞納者
自営業主	57.6%	12.3%	7.7%	0.9%	0.6%	21.0%
家族従業者	64.6%	10.2%	6.5%	0.7%	1.0%	17.0%
常用雇用	40.2%	12.9%	5.7%	11.5%	1.7%	28.0%
臨時・パート	34.5%	11.2%	13.8%	12.5%	2.7%	25.3%
無職	39.1%	8.0%	14.5%	11.9%	2.7%	23.7%

<就業状況別 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準（平成20年調査）>

	①第1号被保険者の属する世帯の総所得金額（平均）	②第1号被保険者本人の総所得金額（平均）
総数	469万円	121万円
自営業者	556万円	286万円
家族従業者	539万円	113万円
常用雇用	491万円	152万円
臨時・パート	416万円	63万円
無職	424万円	45万円

※注1：①は世帯の総所得金額が不詳な者を除く。②は本人の総所得が不詳な者を除く。

※注2：平成19年の所得である。

※注3：上記の平均額は、郵送調査と所得等調査の結果を合わせて集計（両方の調査票がそろっている者のみを集計）したものであり、所得等調査のみによって集計した平均値（11ページ参照）と総数が異なる場合がある。

② 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準

- 平成20年国民年金被保険者実態調査結果（平成22年3月公表）によると、第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の平均は469万円となっている。また、保険料納付状況別に第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布をみると、納付者の平均は555万円となっているのに対し、1号期間滞納者の平均は342万円となっている。
- 次に、第1号被保険者本人の総所得金額の平均は133万円となっている。また、保険料納付状況別に第1号被保険者本人の総所得金額の分布をみると、納付者の平均は178万円となっているのに対し、1号期間滞納者の平均は113万円となっている。
- また、1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由としては「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が64.2%と最も高くなっている。
- このように、納付率が低くなっている背景には、こうした第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の低い所得水準という要因もあると考えられる。

＜就業状況別 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準（平成20年調査）＞

	①第1号被保険者の属する世帯の総所得金額（平均）			②第1号被保険者本人の総所得金額（平均）		
	総数	納付者	1号期間滞納者	総数	納付者	1号期間滞納者
平成11年調査	548万円	629万円	463万円	142万円	169万円	110万円
平成14年調査	484万円	554万円	416万円	136万円	166万円	120万円
平成17年調査	434万円	505万円	323万円	126万円	158万円	105万円
平成20年調査	469万円	555万円	342万円	133万円	178万円	113万円

※注1：①は世帯の総所得金額が不詳な者を除く。②は本人の総所得が不詳な者を除く。

※注2：調査年の前年の所得である。（例…平成20年調査→平成19年の所得）

※注3：平成11年調査及び平成14年調査の「1号期間滞納者」の欄については、当該調査における「未納者」の数値を記載している。

＜参考：国民年金保険料額の推移＞

	平成11年度 平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国民年金保険料 (月額)	13,300円	13,580円	13,960円	14,100円	14,410円	14,660円	15,100円
引上げ額 (対前年度比)	—	280円	380円	140円	310円	250円	440円

③ 年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感

- 平成20年国民年金被保険者実態調査結果（平成22年3月公表）によると、1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）としては、「年金制度の将来が不安・信用できない」が14.3%、「社会保険庁が信用できない」が7.0%となっており、納付率が低くなっている背景には、こうした年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感という要因もあると考えられる。

< 1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）（平成20年調査） >

	保険料が高く、 経済的に支払う のが困難	受け取れる年金 額が分からな い・保険料に比 べて少ない	これから保険料 を納めても加入 期間が少なく、 年金がもらえな い	すでに年金を受 ける要件を満た している	年金制度の将来 が不安・信用で きない	社会保険庁が信 用できない	その他
平成11年調査	62.4%	8.1%	2.2%	0.9%	6.3%	—	20.2%
平成14年調査	64.5%	7.5%	2.0%	0.9%	9.3%	—	15.7%
平成17年調査	65.6%	4.8%	3.8%	0.7%	14.8%	7.0%	3.2%
平成20年調査	64.2%	3.9%	5.3%	1.5%	14.3%	7.0%	4.0%

※注1：回答不詳以外の者に対する割合である。なお、四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

※注2：平成11年調査及び平成14年調査においては、「未納者」の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）である。

※注3：平成11年調査及び平成14年調査の「その他」には、「学生であり、親に負担をかけたくない」がそれぞれ9.8%、3.5%含まれている。

3 平成21年度における収納対策の取組状況について

(詳細は資料4-1参照)

納付督促

- ア) 年金記録問題への対応を最優先とする状況下で、職員等による納付督促等の取組みが年間を通じて十分に実施できなかった。
- イ) 市場化テストによる納付督促について、平成21年10月より新たに市場化テストを実施した127事務所が加わり、全年金事務所が対象となったところであるが、市場化テスト受託事業者との協力・連携が不十分であったこと等により、その効果が十分に発揮されなかった。

免除勧奨等

市町村から提供される所得情報に基づく免除等申請勧奨を着実に実施したことにより、負担能力が乏しい被保険者への取組については一定の向上が図られたところである。

	平成20年度	平成21年度	対前年度比
全額免除者数等(割合)	521万人(26.5%)	535万人(27.4%)	+14万人(+0.9ポイント)

強制徴収

職員による強制徴収の取組みについては、最終催告及び督促の件数は平成20年度をやや上回ったが、差押え件数等は前年度を下回る結果となった。

その他

口座振替利用率は伸びなかったが、クレジットカード納付、コンビニエンスストア納付及びインターネットバンキング等による電子納付については着実な利用が図られた。

【総括】

全体として、国民年金保険料の収納対策に対する日本年金機構(社会保険庁)の組織的な取組が十分でなかったと考えられる。

収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

○ 口座振替の推進

○ 口座振替割引制度の導入（H17.4～）
（口座振替率）

19年度末	20年度末	21年度末
40% →	38% →	36%
599万人	562万人	527万人

○ 任意加入者の口座振替の原則化（H20.4～）

○ コンビニ納付の導入（H16.2～）
（利用状況）

19年度	20年度	21年度
874万件 →	966万件 →	1,107万件

○ インターネット納付の導入（H16.4～）
（利用状況）

19年度	20年度	21年度
31万件 →	38万件 →	41万件

○ クレジットカード納付の導入（H20.2～）
（利用者数）

19年度	20年度	21年度
2万人 →	9万人 →	14万人

○ 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化（H17.11～）

未納者

市町村からの所得情報（平成22年5月現在、全市町村の99%より提供）

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

納付督励の実施

催告状（手紙）	
H19年度	897万件
H20年度	818万件
H21年度	1,309万件

電 話	
H19年度	915万件
H20年度	1,481万件
H21年度	1,969万件

戸別訪問（面談）	
H19年度	1,455万件
H20年度	1,103万件
H21年度	419万件

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

	19年度	20年度	21年度
最終催告状	40,727件	16,350件	17,131件
督促状	28,485件	8,160件	10,061件
財産差押	11,387件	5,534件	3,092件

- ・最終催告状は当該年度に着手し、発行した件数
- ・督促状、財産差押の件数は、平成22年3月末現在

- ・質の向上
- ・効率化

効率化により強制徴収へ要員をシフト

○電話納付督促の外部委託（H17.4～数値目標設定） ○面談による納付督促に成果主義を導入（H17.10～） ○市場化テストによる外部委託（H17.10～要求水準設定）			
（実施対象事務所数）		（督促件数）	
H18年度	35か所	H18年度	255万件
H19年度	95か所	H19年度	621万件
H20年度	185か所	H20年度	1,669万件
H21年度	312か所	H21年度	2,431万件

H18年度	35か所	H18年度	255万件
H19年度	95か所	H19年度	621万件
H20年度	185か所	H20年度	1,669万件
H21年度	312か所	H21年度	2,431万件

免除等の周知・勧奨

社会保険事務所単位での行動計画の策定・進捗管理（H16.10～）

免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知（H16.10～）
- 若年者納付猶予制度の導入（H17.4～）
- 免除基準の緩和・免除の遡及承認（H17.4～）
- 申請免除の簡素化（①継続意思確認H17.7～、②申請免除手続きの簡素化H21.10～）
- 学生納付特例の申請手続の簡素化（H20.4～）

普及・啓発活動等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭

○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解を促進

○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

4 平成22年度の収納対策について

平成22年度の収納対策の主な内容

① 国民年金保険料の収納対策に対する日本年金機構としての組織的な取組の強化

＜計画的・効率的な収納対策に向けての行動計画の策定＞

- 機構全体及び各年金事務所において、それぞれ行動計画を策定し、計画的・効率的な収納対策に取り組む。

＜進捗状況にかかる管理の強化＞

- 各年金事務所の行動計画の進捗状況を月次で管理、ブロック本部担当部長会議を四半期ごとに開催する。（社会保険庁時代は、年1回程度、指定社会保険事務局の進捗状況についてヒアリングの実施（平成21年度は11事務局）。）

② 市場化テストの適正化

＜契約更改分にかかる改善措置＞

- 本年10月契約更改分（185事務所）については、次のような改善措置を講じる。
 - ・ 戸別訪問による納付督促を重視することを実施要項に明記
 - ・ 事業の質も重視した事業者を採択できるよう、総合評価に当たっては、入札価格より企画提案書の評価に重点をおく入札方式に変更

＜既契約分にかかる改善措置＞

- 昨年10月契約分（127事務所）については、要求水準に対する達成状況が低調であることから、受託事業者に対して平成22年7月12日付で「業務改善計画」の提出を指示。今後、「業務改善計画」提出後の状況を十分にフォローアップしていく。

＜受託事業者との連携体制の整備＞

- 機構と受託事業者双方の責任者の明確化、連携マニュアルの作成など、受託事業者との情報交換、連携体制を整備していく。

③ 強制徴収など年金事務所の取り組み体制の建て直し

＜強制徴収にかかる事務サイクルの確立＞

- 最終催告状の送付から差押えの実施までの一連の手続きを2年以内に完結させるサイクルを確立する。なお、昨年度までに着手した全案件については、進捗状況を総点検し、取組み方針を明確化する。

＜集合研修の実施＞

- 強制徴収担当職員の集合研修を9月から12月に400人規模で開催するなど、スキルアップを図る。（平成21年度の強制徴収担当職員の集合研修については、年3回、70人程度の実施。）

＜国税庁への委任＞

- 悪質な滞納者については、国税庁に委任する仕組みを活用する。

④ 新規適用届（20歳到達者等、2号・3号からの移行者）へのアプローチ強化

＜届出がない場合の資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）の確実な実施＞

- 20歳に到達する者、34歳及び44歳到達者、第2号（または第3号）被保険者から第1号被保険者となった者について、適用勧奨を早期に行い、届出がない場合の資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）を確実に実施する。

＜関係機関との調整＞

- 健康保険組合の被扶養者異動情報の提供を受けられるよう、関係者と調整を進める。

＜適用体制の強化＞

- 本年10月から増員予定の特定業務契約職員（約400名）による戸別訪問活動等により、新規適用者（特に、いわゆる「職権適用者」）への働きかけを強化する。

⑤ □座振替制度の推進

＜□座振替制度の利用促進＞

- □座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメールによる勧奨、市場化テスト受託事業者による勧奨などにより、□座振替制度の利用促進を図る。（平成21年10月委託開始分から□座振替獲得のインセンティブを強化）
- 金融機関等に対して、□座振替制度の周知及びチラシ等の備え付けについて協力を要請する。

＜□座振替不能者へのフォローアップの強化＞

- □座振替ができなかった者の情報を市場化テスト受託事業者へ提供し、該当者に対し速やかに再振替の案内を行う。

⑥ 公的年金制度の普及・啓発について

＜「年金月間」の設定＞

- 11月を「ねんきん月間」とし、政府広報や市町村広報誌などを活用した普及・啓発活動を展開し、出張相談等も集中的に開催する。

＜大学における相談会の開催＞

- 学生納付特例手続きの周知を行うため、大学構内における相談会を積極的に開催する。

＜パンフレット等の内容の見直し＞

- 届出の必要性を分かりやすく周知するため、パンフレット、通知文書の内容の見直しを行う。